

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成31年3月25日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

#### 1 前提となる停止処分の違法性

処分庁が請求人に対して行った本件各指示は法27条2項及び3項に違反して違法であるから、当該各指示に基づいて行われた停止処分も違法である。そのため、停止処分を前提になされた本件処分は、停止処分の違法性を承継し違法であるから、速やかに取り消されるべきである。

#### 2 本件処分の違法性

仮に停止処分が適法であるとしても、本件処分で返還を求められている生活扶助費（停止期間である12日間分）は既に費消しており、請求人の生活状況からすれば、やむを得ない事由があるといえるから、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合

において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と規定する法 80 条の規定を参照し、返還を求めるべきではない。したがって、本件処分を行ったことは、処分庁の裁量を逸脱した違法がある。

また、処分庁は、本件処分に至る過程で、複雑な処分を繰り返し、請求人はこの複雑な処分を理解できないまま、本件処分、支給と返納要求を受け、その指示に従ってしまった。これは不意打ちに金銭の支払を強要したものであり、極めて不当な処分である。特に、請求人には審査請求の代理人がいるのであるから、当該代理人を窓口として返納を求めるべきであり、請求人に直接連絡し、振込みをさせたのは明らかな不当な行為である。

#### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 3 月 3 日	諮問
令和 2 年 6 月 1 9 日	審議（第 4 3 回第 2 部会）
令和 2 年 7 月 1 7 日	審議（第 4 4 回第 2 部会）

#### 第 6 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生

活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされている。

(2) 費用返還義務について

ア 法 6 3 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法 6 3 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている（問 1 3 - 5（答）(1)。ただし、保護金品の全額を返還額とすることが世帯の自立を著しく阻害する場合は、一定の範囲において控除して差し支えないとする。）。

イ そして、法 6 3 条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであり（東京高等裁判所平成 2 5 年（行コ）第 2 7 号事件・平成 2 5 年 4 月 2 2 日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、同条の「急

迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁参照）。

(3) 臨時的な生活扶助費（一時扶助費）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7・2によれば、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」とされており、当該特別の需要として、「(1)出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要 (2)日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要 (3)新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が挙げられている。

(4) 法80条の規定に基づく返還の免除について

法80条によれば、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事情があると認めるときは、これを返還させないことができるものとされている。

問答集によれば、法80条は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を財務処理上「戻入」すべき返還額の免除に係る規定であって、当該返還義務は、民法

703条（不当利得の返還義務）により生じるものであるとされ。一方、法63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときに、特別に費用返還義務を定めたものであり、両者の返還義務は異質なものであるとされている（問答集問13-17・答）。

- (5) 次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

## 2 本件についての検討

- (1) 本件処分は、本件一時扶助が保護基準に基づかないものであったことから、処分庁が法63条に基づき、本件一時扶助による支給額30,000円について、請求人に返還を求めたものである。

一時扶助費は、臨時的最低生活費として、最低生活に必要な不可欠な物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであるから（上記1・(3)参照）、処分庁が誤って保護費から収入充当した金額を返金する目的で支給することができないことは明らかである。

そうすると、本件一時扶助は、処分庁が保護の程度の決定を誤って、請求人に対し保護金品を支給したものであることができ、本件の経緯からしても、世帯の自立を著しく阻害するような要素は認められないから、法63条に基づき、その全額について返還を求めることは相当であるといえることができる（上記1・(2)・ア及びイ）。

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等に則って行ったものといえ、違法・不当な点は認められない。

- (2) 本件審査請求は、本件処分の取消しを求めているものであるから、審査会の判断としては、上記に尽きるところであるが、本件処分に至る経緯に鑑み、本件処分の端緒である本件過払金

の処理について、若干述べることにする。

本件過払金は、停止処分に伴い、処分庁が請求人に前渡した平成30年2月分の保護費の一部が過払いになったこと（停止処分の期間12日分）による過払分であり、その返還義務は、停止期間中の保護費について給付の法律上の原因を欠くことになったことから、民法703条（不当利得）により生じたものである（上記1・(4)参照）。したがって、本件過払金に係る事務を処理するについては、処分庁としては、地方自治法施行令159条の手続により、請求人に返納（戻入）を求める方法によるべきものであり（本件戻入はこの手続によるものである。）、返還すべき費用に係る決定処分（行政処分）は必要がないものである（したがって、審査請求の対象となる処分は存在しないこととなる。）。

そうすると、本件過払金の返還を求めるに当たって、処分庁が当初処分や前回各処分を行ったことは誤りであり、処分庁としては、当初から、本件戻入のような戻入手続により返納を求めれば足りたものであるが、当初処分等を経て、処分取消、再処分、支給、返納等を繰り返し、それによって、本件審査請求を含め、各審査請求が提起されたものであると認められる。

本件過払金の処理として、最終的には本件戻入による正しい手続が行われたとはいえ、処分庁がそれまでに誤った処分を繰り返したことは、担当者個人の問題というよりも、組織としてのチェック体制に問題があったと考えざるを得ず、審査会としては、処分庁の事務処理体制に見直すべき点があると考えられる。

### 3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、第3・1のとおり、本件処分は停止処分の違法性を承継し、違法である旨主張する。

しかし、本件処分と停止処分は、独立性のある別個の行政処分であり、停止処分の違法性が本件処分に承継されることはな

いから、請求人の主張は失当である。

なお、停止処分に係る審査請求については、審査庁東京都知事は、停止処分に違法な点はない旨を判断し、当該審査請求を棄却する旨の裁決を行っている。

- (2) 請求人は、第3・2のとおり、本件処分に際して法80条を参照しないことは、処分庁の裁量権を逸脱した違法である旨主張する。

しかし、問答集（問13-17・答。上記1・(4)）のとおり、法80条は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品を戻入すべき返還額の免除に係る規定であり、当該返還義務は、民法703条により生じるものである一方、法63条の規定は、特別に費用返還義務を定めたものであって、両者の返還義務は異質なものであるとされているから、本件処分に際して法80条の規定の趣旨を適用したり、参照することは相当ではない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は、請求人に複雑な形で支給と返納を求めた処分庁の事務処理についても不当である旨主張しているが、処分庁がそれまでの誤った事務処理を是正するために行った各支給及び返納手続が（もっと簡便な手続ができたのではないかと考えられるものの）本件処分に影響を及ぼすような違法又は不当な手続であるとまではいえない。また、保護の実施機関が被保護者に返納を求めるに当たって、審査請求の代理人を窓口とすべきであるともいえない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来